



ができなくなったことにより損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

- (3) 当金庫の都合により、当金庫所定の方法で IC カードの再発行・再交付を行う場合があります。またその場合、当金庫所定の手数料をいただきます。

7.(特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上